

被保険者 各位

ファイザー健康保健組合
理事長 内藤 佳子



規約の一部変更の件

ファイザー健康保健組合規約の一部を変更いたしましたので、公告いたします。

記

ファイザー健康保険組合規約を次のように変更する。

新	旧
第1条～第43条 略 (一般保険料額及び調整保険料額の負担割合) 第44条 一般保険料等額(うち一般保険料分)及び調整保険料額の53%は事業主、47%は被保険者において負担する。 (介護保険料額及び子ども・子育て支援金額の負担割合) 第44条の2 介護保険料額及び子ども・子育て支援金額の50%は事業主、50%は被保険者において負担する。 (特定被保険者の保険料額) 第44条の3 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被扶養者を有する介護保険第2号被保険者以外の介護保険法施行法第11条に規定する者及び海外に居住する被保険者を除く被保険者に関する保険料額は一般保険料額等と介護保険料額との合算額とする。 第45条～第46条、第47条、第47条2 略 第47条3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。	第1条～第43条 略 (一般保険料及び調整保険料の負担割合) 第44条 一般保険料額及び調整保険料額の53%は事業主、47%は被保険者において負担する。 (介護保険料の負担割合) 第44条の2 介護保険料の50%は事業主、50%は被保険者において負担する。 (特定被保険者の保険料額) 第44条の3 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被扶養者を有する介護保険第2号被保険者以外の介護保険法施行法第11条に規定する者及び海外に居住する被保険者を除く被保険者に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。 第45条～第46条、第47条、第47条2 略 第47条3 (新設)

(1) 子ども・子育て支援納付金	
(2) 還付金	

附則

(施行期日)

この規約は、令和8年4月1日から施行する

以上